

神戸大学六甲台地区動物実験委員会規程の申合せについて

(平成 29 年 4 月 1 日制定, 平成 29 年 3 月 31 日動物実験委員会了承)

第 3 条関係

1. 第 4 号の委員には, 当分の間, 研究基盤センターから選出された教員 1 人を含めるものとする。

第 5 条関係

1. 議事については, 以下のとおり運用するものとする

- (1) 六甲台地区動物実験委員会については, 原則として電子メール等による電子会議とし, 回答期限までに委員の過半数の回答がなければ成立しないものとする。
- (2) 議事は回答のあった委員の 3 分の 2 以上の賛成をもって決する。
- (3) 六甲台地区動物実験委員会は, 電子メール等による電子会議によりがたい議事の場合は, 委員を招集して議事を開くものとする。